（裏　面）

注　意

1　児童扶養手当現況届は毎年８月１日から８月31日までの間に出してください。この期間中に出さないと手当の支払が差し止められることがあります。

2　支給停止中の期間内に、あなたが婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。）を解消した場合、あなたの配偶者が死亡した場合、あなたが扶養義務者（父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹などをいいます。以下同様です。）に扶養されなくなった場合又はあなたが児童扶養手当法第９条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き１年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。）を養育するようになった場合などには、支給停止が解除されることがあります。

3　児童扶養手当法第13条の２の規定により、手当の一部又は全部を支給停止されている間に、公的年金給付等の受給状況に変更があった場合には、公的年金給付等受給届にその支給を行う者の証明書を添付して提出する必要があります。

4　児童扶養手当法第13条の３の規定により、手当の一部を支給停止されている間に、次の①から④までのいずれかの事由に該当する場合には、手当の一部支給停止が解除されることがありますので、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いた上で、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に当該事由を明らかにできる書類を添えて提出して下さい。

①　就業、求職活動等の自立を図るための活動をしている。

②　障害の状態にある。

③　負傷、疾病又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することができない。

④　監護している児童又は親族が障害の状態にあること又は負傷、疾病若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由があり、かつ、これらの者を介護する必要があるため就業することができない。

5　この支給停止に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができません。

6　この通知を受けた日の翌日から起算して、６か月以内に、市町村（都道府県）を被告として（訴訟において市町村（都道府県）を代表する者は市町村長（都道府県知事）となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第十二号、様式第十三号注意2及び様式第十四号中「取消訴訟」を「処分の取消しの訴え」に改める。

様式第十五号中「取消し」を「取消しの訴え」に「取消訴訟」を「処分の取消しの訴え」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告　示

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第九号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成二十八年農林水産省告示第九号の全部を次のように改正し、告示する。

平成二十八年七月十四日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄

目次

第一章　対象事案及び実施期間（第一条・第二条）
第二章　東日本大震災に関する事案（第三条―第八条）
第三章　平成二十八年熊本地震による災害に関する事案（第九条―第十三条）
第四章　災害等に係る事案（第十四条―第十八条）
第五章　雑則（第十九条―第二十一条）

第一章　対象事案及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務の対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が設置する東日本大震災に関する特別相談窓口に係る事案（以下「東日本大震災に関する事案」という。）

二　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する平成二十八年熊本地震による災害に関する特別相談窓口に係る事案（以下「平成二十八年熊本地震による災害に関する事案」という。）

三　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の災害に関する特別相談窓口に係る事案

四　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案

イ　原材料・エネルギーコスト高対策特別相談窓口

ロ　デフレ脱却等特別相談窓口

ハ　自動車サプライチェーン等関連中小企業支援対策特別相談窓口

（実施期間）

第二条　法第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務として実施する期間については、平成二十九年三月三十一日までとする。

第二章　東日本大震災に関する事案

（危機対応業務の対象となる者）

第三条　株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成二十年財務省・農林水産省・経済産業省令第二号。以下「省令」という。）第十条第一号に規定する危機対応業務の対象となる者のうち、東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務の対象となる者は、次に定めるものとする。

一　東日本大震災により被害を受けた中小企業者等（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号。以下「令」という。）第四条第二号イからヌまでに掲げる者であって、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されていることと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）を除いたものをいう。以下同じ。）